

第4期群馬県教育振興基本計画策定における 第3回外部ヒアリングの開催について

群馬県教育委員会では、令和5年度末までに第4期群馬県教育振興基本計画（以下、「第4期計画」）を策定するため、第三者委員で構成する「策定懇談会」を設置しています。

計画策定にかかる議論を深めるため、第4期計画で重要なテーマの専門家や当事者からの意見聴取等の場として「外部ヒアリング」を開催しております。

このたび、下記のとおり、「若者からの意見聴取ワークショップ」と「多様性にかかる当事者からの意見聴取」を行う「第3回外部ヒアリング」を開催します。

記

1 日 時 令和5年8月22日（火） 10:30～17:00（予定）

2 場 所 第1部：群馬県男女共同参画センター 中会議室

第2部：県庁舎24階 教育委員会会議室

3 内容（予定）

＜第1部＞「若者からの意見聴取ワークショップ」（10:30～15:30）

趣 旨：教育を受ける立場である県内の高等学校又は大学に通う生徒・学生の意見を第4期計画に反映させるためのワークショップを開催し、これからの群馬県の教育や学校に対する意見を聞く。

※13:00～13:30 頃に、株式会社笑下村塾代表取締役のたかまつなな氏（計画策定懇談会委員）より、「主権者教育」に関する話題提供をいただく予定です。

＜第2部＞「多様性にかかる当事者からの意見聴取」（15:55～17:00）

趣 旨：多様性尊重の観点から、自身も当事者である教員2名（外国にルーツがある教員及び障害のある教員）から体験談や教育に対する思い等を聞く。

【参考】

（開催実績）

○第1回：令和5年3月20日（月）「OECD ラーニングコンパスについて」（話題提供：OECD 上級分析官）

○第2回：令和5年5月11日（木）「ウェルビーイングについて」（話題提供：京都大学教授）

(関係法令)

○教育基本法〔平成18年12月22日公布・施行〕

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS

